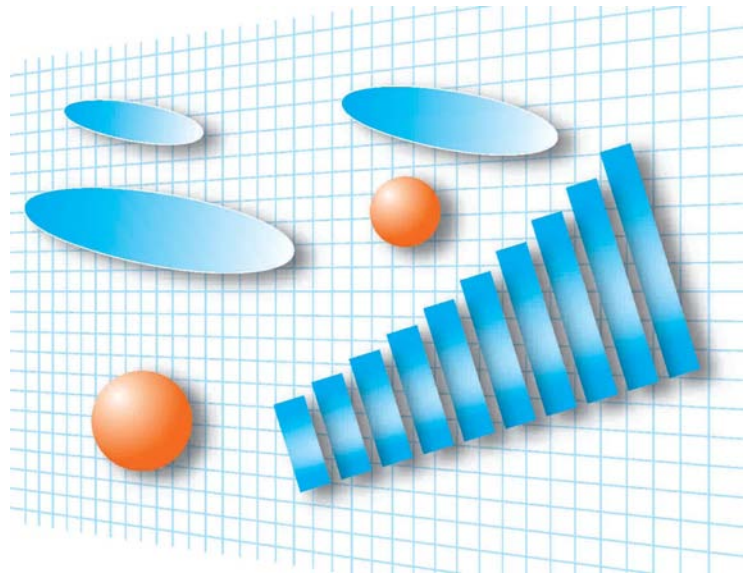


TDB REPORT



【著作権について】

- ① 帝国データバンクは、このレポートおよびこれに含まれるデータについての著作権、その他の一切の知的所有権を保有しています。
- ② このレポートは、ダウンロードされたお客さまが自己使用の目的で利用する場合に限りご利用いただけます。お客さまがこのレポートに収録されているデータを転用、および第三者に譲渡・転貸することを禁止します。

【免責事項について】

- ① 帝国データバンクは、このレポートの完全性、または特定の目的についての適合性について保証しておりません。
- ② お客さまは、すべて自己責任において、このレポートを使用していただきます。このレポートの利用によりお客さまに損害が生じた場合、お客さまの責任と負担で一切を処理するとともに、いかなる場合においても帝国データバンクは一切の責任を負いません。

【個人情報保護について】

個人情報の取り扱いについては下記URLをご覧ください。

<http://www.tdb.co.jp/privacy/>

発行人：後藤信夫 編集・制作：産業調査部 情報企画課 TEL：03-5775-3163

発行所：株式会社 帝国データバンク

〒107-8680 東京都港区南青山2-5-20 TEL 03-5775-3000 (大代)

URL <http://www.tdb.co.jp> e-mail report@mail.tdb.co.jp



ケースに学ぶ事業承継

第3回 事業承継入門(3)

税理士法人 ガルベラ・パ・トナ・ズ
代表社員 中道 恭子、明石 晃

わが国の中小企業にとって、今や大きな問題となっているのが事業承継の問題です。中小企業庁では、2005年から事業承継協議会を設立し、翌年に『事業承継ガイドライン』を策定・公表しました。

(事業承継協議会 <http://www.jcbshp.com/>)

経営者の高齢化により早急な事業承継対策が望まれるにもかかわらず、後継者の確保が難しいのが現状です。事業承継の問題や解決方法は各社によって異なります。オーダーメイドで取り組むべきものですので、事業承継をサポートする専門家が重要なのではと考えます。

10月からは、「経営承継円滑化法(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律)」が施行されました。これにあわせ中小企業庁からは、9月17日付で「中小企業経営承継円滑化申請マニュアル」が発表されました。100ページを超えるほどのボリュームとなっておりますが、お手すきの際にでも一度目を通されてみてはどうかと思います。

(http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shokei_manual.pdf)

第3回は、第2回の「事業承継計画の立案」を踏まえて、『外部承継』のご紹介と、『内部承継』の具体的な対策についてご紹介したいと思います。

1. 『外部承継』について

(1) 『外部承継』とは

『外部承継』とは、「社外の人間を後継者として迎える」、または「会社の一部および全部を他人に売る(M&A)」という承継方法をいいます。

言い換えると、親族以外の人(従業員や社外の人)に会社の経営を任せるといったことになります。

(2) 『外部承継』の問題点

親族以外の従業員や社外の人間を後継者として迎える場合には、当然オーナーから株式を買い取ることとなりますので、株式の買い取り資金の問題が発生します。

株式の買い取り代金は、一般的に高額になる傾向があり、一個人が株式の買い取り資金をすべて調達することは不可能に近い状態でした。なぜなら、株式の買い取り資金のために融資を行ってくれる金融機関が無かったからです。

ですから、資金の準備ができないために『外部承継』ができないことが多々ありました。

このような資金的な問題を解決するために「経営承継円滑化法(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律)」では、社外から迎え入れた親族以外の役員あるいは従業員で後継者となる方が、それぞれ個人として、既存の株主から株式などを取得するための資金について、融資を受けることが可能となりました。

今までは、事業承継のために資金が必要な会社の後継者個人が自社株式などを取得するための融資制度はありませんでしたので、画期的な制度改正となります。

今回の経営承継円滑化法では、経済産業大臣の認定を受ける必要がありますが、このような自社株式取得資金の援助を受けることが可能となる、「中小企業信用保険法の特例」や「株式会社日本政策金融公庫法などの特例」が創設されました。

株式会社日本政策金融公庫とは、政府系金融機関である国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行の国際金融部門が統合されて2008年10月1日に設立された法人のことです。

キーワード

中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者の事業に必要な資金について、中小企業信用保険法に規定されている普通保険、無担保保険などを別枠化します。この特例により、信用保証協会の債務保証も実質的に別枠化されることとなるため、中小企業者がその債務保証を受けることで金融機関からの資金調達がしやすくなります。言い換えると、通常の融資と

は別に事業承継用に融資を受けやすくなるということ
ことです。

株式会社日本政策金融公庫法などの特例

認定を受けた中小企業の代表者個人が必要とする
資金であって、その中小企業の事業活動の継続
に必要なものについて、株式会社日本政策金融公
庫から代表者個人が融資を受けることができます。
なお、金利については、通常の金利(基準金
利)ではなく、特別に低い利率(特別利率)が適用
されます。

この特例の適用を受けることができるのは、中
小企業である会社の代表者個人が借り入れる場合
です。

上記の事業承継用の融資は、元々の金融機関に
よって融資限度額の違いがありますが、中小企業金
融公庫では貸付限度額が7億2,000万円、貸付期間
は15年以内となっております。

また、上記の融資制度はM&Aを通じた企業買収
の際にも利用することが可能となりました。

中小企業である会社や個人が、後継者が不在の企
業の株式を取得したり、事業を譲り受けたりする場
合に、株式会社日本政策金融公庫がその買い取り資
金を融資してくれる制度が拡充されることとなりま
した。

キーワード

M&A

「M&A」とは「Merger(合併)and Acquisition(買
収)」の略であり、日本語では「企業の合併と買収」
と訳されます。M&Aの形態はさまざまですが、
狭義においては「ある会社が別の会社を所有す
る、または支配するための経済行為」を指します。
この場合、経営権(支配権)の移転を伴います。

2. 『内部承継』について

(1) 後継者への議決権の集中

事業承継を考えるうえでの重要なことの一つに、

「後継者への議決権の集中」があります。

後継者に議決権が集中すれば、後継者の経営方針
に反対する株主が減り、後継者の思うように経営が
すすんで行くため会社を安定的に運営していくこと
が出来ます。

ここでは、株式数という表現ではなく、議決権と
いう表現を使用しました。

一般的には、株式会社では多くの決議は過半数の
賛成をもって決定するため、過半数以上の株式を取
得すればいいのではないかと思われがちですが、株
式によっては、議決権を有しないものの設定も可能
なため、後継者にどれだけ「議決権のある株式」を
集中させることができるかが承継時のポイントとなり
ます。

議決権のある株式の集中には、相続発生時まで
株式の売買などで、後継者に集中させるというのも
1つの方法ではありますが、会社法を活用すること
により株式の集中を図る方法(株式の分散を防ぐ方
法)があります。

具体的には、自己株式の取得や定款の見直し、あ
るいは種類株式の活用などがあげられます。

(2) 自己株式の取得

後継者が、議決権のある株式の大部分を所有して
いれば、問題ありません。しかし、多くの中小企業
では、親族や取引関係者など、オーナー以外の株主
も多数存在するケースが多いかと思われます。

株主が多い理由は、会社ごとにそれぞれ理由があ
ると思いますが、現状のまま何も対策を取らなけ
れば、後継者でない人(会社の経営に関与しない相
続人)に株式が渡り、会社の経営に参画しようと思
う人も出てくる可能性があります。

このような株式の分散を防ぎ、株式の集中を図る
手段の一つに「金庫株」があります。「金庫株」とは、
会社が株式を買い取る方法です。分散している株式
を買い取り、株式の集中を図る方法です。



キーワード

金庫株

金庫株とは、企業が自社の株式を買い戻して、手元に置くことをいいます。株券を手元の金庫にしまっておくところから、「金庫株」と呼ばれています。

(3) 定款の見直し

会社法の改正により、自社にあった定款を作成することが可能となりました。これまで3人以上と定められていた取締役の人数を減らしたり、2年以上と定められていた取締役の任期を最大10年まで延長できたりと、定款の作成の自由度が高まりました。

このことにより、定款にひと工夫するだけで、事業承継対策を行うことが可能となりました。

つまり、定款に「相続時の株式の売渡請求」と呼ばれる規定を設ける方法です。具体的には、ある株主が亡くなった場合には、その相続人から、会社がその相続にかかる株式を強制的に買い取ることが出来るというものです。

ほとんどの中小企業は、「株式譲渡制限会社」に該当します。この譲渡制限会社とは、株主総会などの承認がなければ、株式の譲渡(売却)が自由にできない取り決めになっている会社のことです(自らが譲渡制限会社に該当するかどうかは、謄本に記載がありますので一度ご確認下さい)。

ただし、譲渡制限会社であるだけでは、あくまで譲渡を対象としていますので、相続で次の相続人に株式が引き継がれていくことは誰も阻止することができません。

なぜなら、相続の場合には一般承継と呼ばれ、譲渡承認の対象外となっているからです。

相続が発生するたびに、後継者が会ったこともない相続人に引き継がれていく可能性があります。

このように、後継者あるいは会社にとって好ましくない者の手に渡るのを防ぐ方法としては、定款に下記のような「株式の売渡請求」を定めれば、相続に

よる株式の分散を防ぐことができます。

(株式の売渡請求)

「当社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すよう請求することができる。」

と定めておいた場合には、相続その他一般承継があったことを知った日から1年以内に、株主総会あるいは取締役会の決議を通じて、株式を相続した相続人などに対し、強制的に売渡請求を行うことができます。

請求を受けた相続人は、この売渡請求を拒むことができません。

この規定を利用することにより、株式の分散を回避することが可能となります。

この相続人などへの売渡請求は、表面上は、オーナーや後継者にとって都合の良い制度のように見えますが、状況によっては、諸刃の剣となり得ますので、設定にあたっては、十分に注意が必要です。

では、どのような場合に諸刃の剣となり得るのでしょうか。

この規定の危険な点は、オーナー側(後継者側)に相続が発生した場合、相続しようとしている株式の行方について、相続人(後継者)にその決定権は一切なくなってしまうことです。

たとえば、優良会社のオーナーが80%の株式を所有しており、その友人Aさんが20%を所有しているという状況で、オーナーに相続が発生した場合、オーナーの相続人は、株式の買取り議案に対する議決権は有しません。つまり、オーナーの所有していた80%の株式すべてを会社が取得するという売渡請求が可決されれば、オーナーの相続人は株式を手放さざるを得ません。そして会社は友人のAさんの手に渡ってしまうこととなります。

このような事態にならないためにも、株式の構成内容を十分に確認したうえでの導入をお勧めします。

(4) 種類株式の活用

前回ご紹介しました9種類の種類株式のうち、今回ご紹介するのは、議決権制限株式、配当優先株式、取得条項付種類株式です。

キーワード

議決権制限株式

株主総会での議決権の全部または、一部が制限されている株式のことです。

配当優先株式

会社からの配当金を普通株式よりも優先して多くもらえる株式のことです。

取得条項付株式

会社が株主に対し、一定の事由が生じたことを条件として、株主の有する株式を取得することが出来る株式のことです。

上記の種類株式を単独または組み合わせることにより、後継者と後継者以外の方の相続での争いを避けることが可能となります。

それぞれの活用例をみていきましょう。

事例1

会社経営に携わらない兄弟がいます。できれば、経営に参加してほしくはないため議決権のない無議決権株式を相続してもらおうと考えていますが、議決権のない株式に不満を言わないでしょうか。

検討

経営を承継しない相続人に、完全無議決権株式を相続させることはできますが議決権がないため、会社経営に参加できません。後継者以外の相続人が株式を承継しても、上場株式でなければ売却して換金することもできません。結局、株式を相続しても何

もできないので不満のもととなるでしょう。

そこで、議決権がない代わりに、会社の後継者よりも優先的に株式の配当を受けとれる内容の株式を承継してもらえれば、議決権のない株式を承継してもらいやすくなるかと思えます。

事例2

取引関係者や縁故者に株式を引き受けてもらっています。オーナーがなくなった後は、良好な関係が続くかどうか不透明です。外部株主の誰かに相続が発生した場合、複数の相続人がいれば複数の株主が登場することとなります。

そうなれば、経営に参画しようとするものや、経営者に敵意を持つものが現れる可能性もあります。このような事態が想定される場合に、事前に対応策はありますか。

検討

このような場合を想定して、株主の相続開始を取得条件にした取得条項付株式を設計すれば、将来的に株式を取得する方法を確保しておくことが出来ます。

取得条項付株式には、株主の同意なしに、会社が株式を取得できる種類株式と、一定の事由が生じたときに、会社が株式を取得できる種類株式があります。

今回は、相続を取得事由とする種類株式を発行することとなります。

次回は、株式分割や株式移転などの組織再編を使った場合の事業承継をご紹介します。

執筆者紹介

中道 恭子(なかもち・きょうこ)
税理士法人ガルベラ・パートナーズ代表社員、税理士

明石 晃(あかし・あきら)
税理士法人ガルベラ・パートナーズ所長、税理士

各分野の専門家とネットワークを構築することにより、高度なノウハウと独自のビジネススキームで事業承継・組織再編業務に幅広く取り組んでいる

「無料相談実施中。詳細はホームページ<http://www.gerbera.co.jp>」